五十三　五―（二・四―ジクロロフェノキシ）―二―ニトロ安息香酸メチル（別名ビフェノックス）を含有する製剤
五十四　メチル＝二―（四・六―ジメトキシピリミジン―二―イルオキシ）―六―（一―メトキシイミノエチル）ベンゾエート（別名ピリミノバックメチル）を含有する製剤
五十五　メチル＝α―（四・六―ジメトキシピリミジン―二―イルカルバモイルスルファモイル）―ｏ―トルアート（別名ベンスルフロンメチル）を含有する製剤
五十六　二―メチルチオ―四―エチルアミノ―六―（一・二―ジメチルプロピルアミノ）―ｓ―トリアジン（別名ジメタメトリン）を含有する製剤
五十七　S―（二―メチル―一―ピペリジル―カルボニルメチル）―O・O―ジ―ｎ―プロピルジチオホスフェート（別名ピペロホス）を含有する製剤
五十八　S―一―メチル―一―フェニルエチル＝ピペリジン―一―カルボチオアート（別名ジメピペレート）を含有する製剤
五十九　メチル＝N―（二―メトキシアセチル）―N―（二・六―キシリル）―DL―アラニナート（別名メタラキシル）を含有する製剤
六十　（E）―二―メトキシイミノ―N―メチル―二―（二―フェノキシフェニル）アセトアミド（別名メトミノストロビン）を含有する製剤
六十一　（RS）―七―（四・六―ジメトキシピリミジン―二―イルチオ）―三―メチル―二―ベンゾフラン―一（三H）―オン（別名ピリフタリド）を含有する製剤
六十二　（RS）―二―（四―フルオロフェニル）―一―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―イル）―三―トリメチルシリルプロパン―二―オール（別名シメコナゾール）を含有する製剤
六十三　三―クロロ―四・四―ジメチル―一・二・三―チアジアゾール―五―カルボキサニリド（別名チアジニル）を含有する製剤
六十四　五―ｔｅｒｔ―ブチル―三―（二・四―ジクロロ―五―イソプロポキシフェニル）―一・三・四―オキサジアゾール―二（三H）―オン（別名オキサジアゾン）を含有する製剤
六十五　O・O―ジエチル―O―（三―オキソ―二―フェニル―二H―ピリダジン―六―イル）ホスホロチオエート（別名ピリダフェンチオン）を含有する製剤
六十六　N―トリクロロメチルチオテトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）を含有する製剤
六十七　（二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六）―ジエチルチオホスフェート（別名ダイアジノン）を含有する製剤

別表第二（第八条関係）

一　クロルピクリンを含有する製剤
二　臭化メチルを含有する製剤

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量
Q_0は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度
Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積
A_0は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積

（削る）

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量
Q_0は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度
Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積
A_0は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積